

「スマート農業普及技術活用促進法（※）」 の認定を受けませんか？

農業者等が、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関わる計画「生産方式革新実施計画」を作成し、地方農政局長の認定を受けると、日本政策金融公庫の長期低利の融資や設備投資の際の税制優遇等が受けられます。

詳しい情報は、農林水産省のHP（右の二次元コード）を御覧いただくか、県農業支援課（048-830-4050）までお問い合わせください。



※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の略称

計画認定により受けられるメリット措置

➤ **日本政策金融公庫から長期低利の融資を受けられます。**

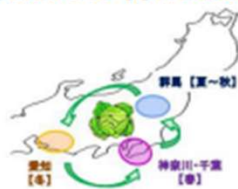
- 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- 貸付金の使途に長期運転資金も設定

➤ **設備投資の際、税制上の優遇措置が受けられます。**

- 機械等の取得等をした場合に、特別償却を適用
- 特別償却により、導入当初の税負担を軽減

（その他のメリット措置）

【出荷契約の際の
野菜法の特例の適用】



【行政手続のワンストップ化】
（航空法の特例）（農地法の特例）



埼玉県
マスコット
「コバトン」
「さいたまっち」

「埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム」会員募集中！

埼玉県では、スマート農業の導入や普及に関心のある方々を対象に、スマート農業技術に関するメルマガ配信やスマート農機の実演会などのイベント、関係者同士の交流の場の提供を行っています。（会費無料）

プラットフォームの情報の詳細・会員登録は県のスマート農業HP「ぷらっと・さいたま」（右の二次元コード）を御覧いただくか、県農業支援課（048-830-4050）までお問い合わせください。

